

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

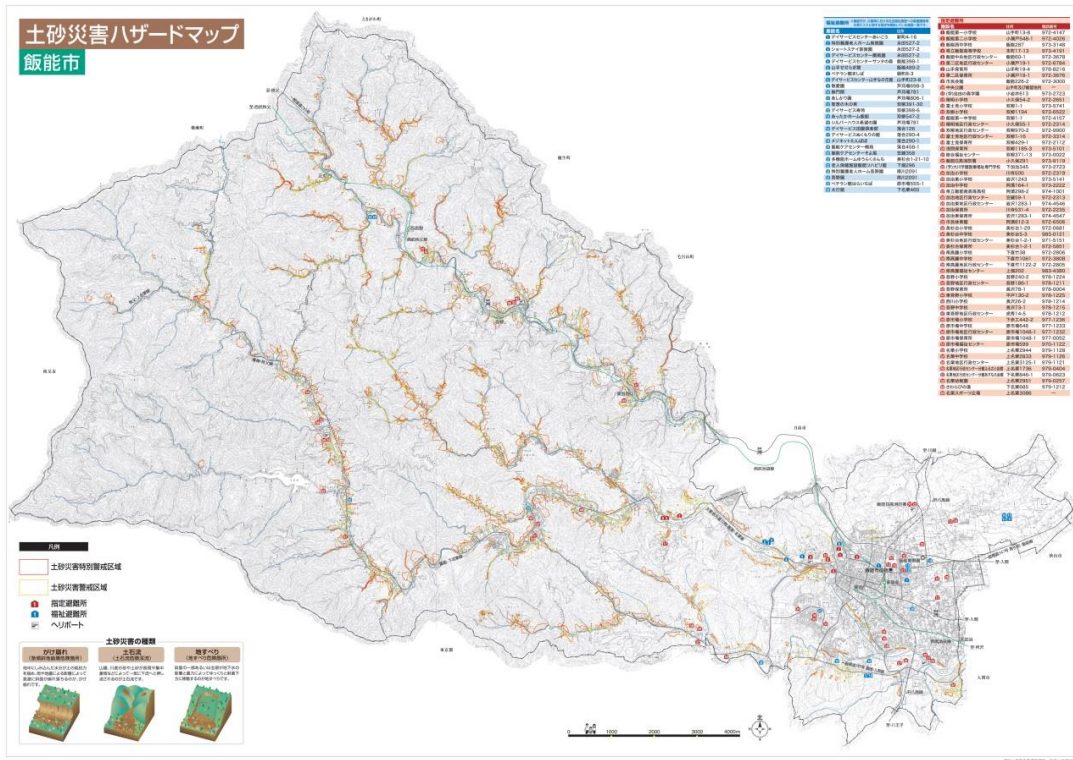
(土砂災害：地域防災計画及び土砂災害ハザードマップ)

当市域では、地形的に斜面が多く山地部に急傾斜地が多数分布しており、地質的に風化してもろい塩基性火山岩類又は凝灰岩が分布し、斜面崩壊や地すべりが発生しやすく、土砂災害危険箇所が多数分布している。

山地部である吾野地区から東吾野地区にかけて分布している塩基性火山岩類の分布地においては、過去に斜面災害を中心に深刻な災害が発生している。

また、市内の河川の多くは掘込河道であることから、護岸の洗掘などの危険性はあるものの、河川の氾濫や洪水等の被害よりも、斜面崩壊、地すべり、土石流による土砂災害による被害の方が多い。

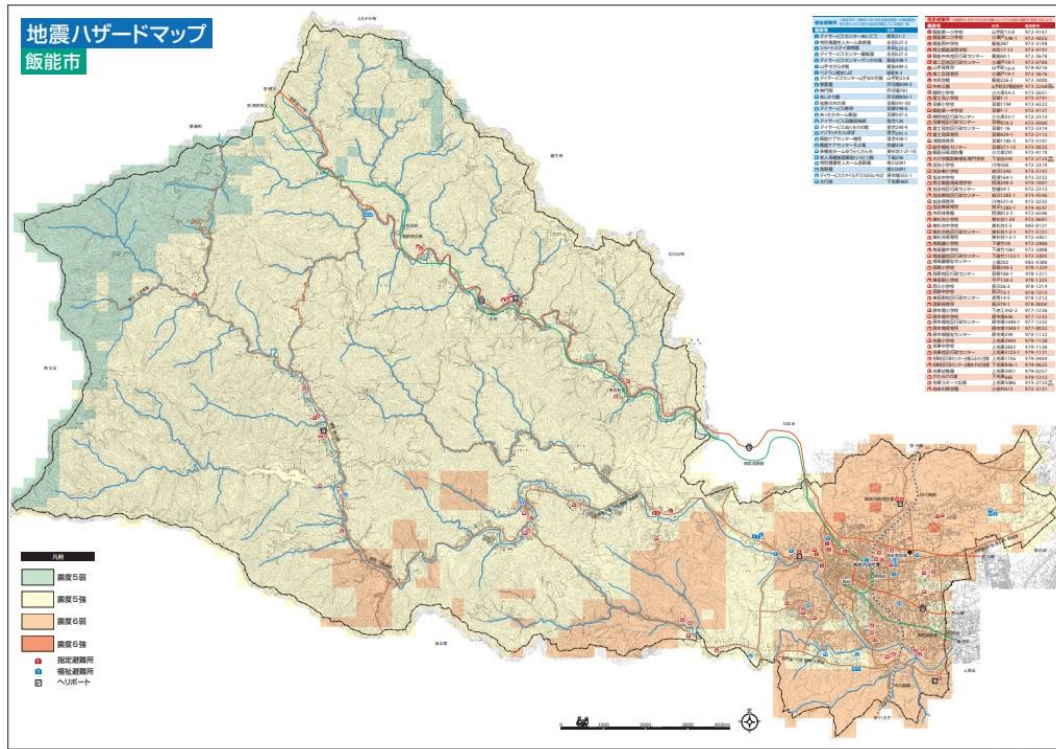
過去の土砂災害発生状況から、連続雨量 200 mmを超える頃に土砂災害が発生し始める傾向が見られ、連続雨量 500 mmを超えると大規模な土砂災害が発生する事例が確認されていることから、連続雨量 200 mmと 500 mmという降水量に警戒が必要となっている。



(地震：地域防災計画及び地震ハザードマップ)

当市域内には立川断層帯があり、地震規模としてはマグニチュード7.4、最大で震度6強の地震が想定され、今後30年以内の地震発生確率は0.5%から2.0%とされている。

また、建物被害では、木造建物で全壊率が0.28%、非木造建物で全壊率が0.03%となっている。



(感染症：飯能市業務継続計画（新型インフルエンザ等対策編）)

新型インフルエンザ等は、10年から40年の周期で発生しており、ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行となることが懸念されている。

飯能市では「飯能市業務継続計画（新型インフルエンザ等対策編）」を策定しており、状況により対策本部を設置し対応することとしている。

(2) 商工業者の状況

飯能市の産業別の事業所数割合をみると、建設業 11.4%、製造業 10.2%、卸売・小売業 22.9%、サービス業 53.1%である。小規模事業者は2,139件で商工業者全体の73.7%を占める。事業所は市街地を中心に東南部エリアに集中しているが、自然環境を生かした丘陵地や山地などの郊外には、主に商業・サービス業が散在する。

[商工業者及び小規模事業者の数]

	建設	製造	運輸等	卸売・小売	宿泊・飲食	医療・福祉	他サービス	その他	合計
管内商工業者数	332	297	58	663	392	261	886	11	2,900
うち小規模事業者	323	258	37	444	266	111	696	4	2,139

出典：総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」より抜粋（平成28年）

(3) これまでの取組

1) 飯能市の取組

- ①飯能市地域防災計画の策定（平成 30 年 3 月）
- ②飯能市地震ハザードマップの作成（平成 27 年 3 月）
- ③飯能市土砂災害ハザードマップの作成（平成 30 年 8 月）
- ④防災備品等の備蓄
- ⑤防災訓練の実施
- ⑥飯能市業務継続計画の策定（地震編）（新型インフルエンザ等対策編）

2) 当所の取組

- ①市内事業者に対しての事業継続計画（以下「BCP」という。）策定の周知
- ②埼玉県火災共済協同組合が運営する総合火災共済の周知
- ③日本商工会議所が運営するビジネス総合保険等の周知
- ④BCP 策定セミナーの開催
- ⑤防災訓練の実施と防災備品の備蓄

II 課題

現状は飯能市地域防災計画において当所と飯能市間の協力体制は記載されておらず、緊急時の連携が難しい。加えて、当所における緊急時の取組が定められていないことから、災害発生時の取るべき行動が不明確である。

更には、管内事業者に対する保険や共済の必要性やリスクの助言、BCP 策定を助言できる当所職員が不足している。

また、管内事業者のうち防災・減災のための BCP を策定しているのは、一部の事業者に限られている。特に小規模事業者の意識は低く BCP の策定はほとんど進んでいない。

III 目標

- 1) 管内の小規模事業者に対し、飯能市において想定される災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- 2) 事業継続力強化計画の認定事業者や BCP 策定事業者の拡大を図る。
- 3) 災害リスクを踏まえた BCP の策定にあたっては、事業活動に影響を与える新型ウイルス等感染症などのリスクも想定するよう周知する。
- 4) 発災時における報告及び連絡を円滑に行うため、当所及び飯能市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- 5) 発災後の速やかな復興支援のために、組織内における災害対応体制や関係機関との連携体制を構築する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当所と飯能市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

平成30年に策定した飯能市地域防災計画と本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する自然災害発生リスク及び新型コロナウイルス等感染症リスクの周知

- ①ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業の備え、水災保証等の損害保険・共済への加入など）について説明する。
- ②当所会報「うつくしい星」や飯能市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や自然災害リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業継続力強化計画等に取り組む小規模事業者の紹介などを行う。
- ③小規模事業者に対し、BCPの策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ④事業継続に関する公的支援（補助金、助成金、給付金等）の活用、多様な働き方に関する事業環境整備（就業規則の整備、テレワーク等の導入）を推進する。
- ⑤新型コロナウイルス等感染症のリスクや事業に与える影響（売上減少、固定費等の負担増等）を軽減する必要性を説明する。
- ⑥新型コロナウイルス等感染症に関しては、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、冷静に対応することを周知する。
- ⑦各支援機関等と連携し、事業継続力強化計画の必要性をチラシやセミナー等で周知し、専門家等を派遣し計画策定を支援する。

2) 飯能商工会議所の事業継続計画の作成

当所は、商工会議所機能を維持するため、令和4年度までにBCPを策定する予定。なお、本BCPには、商工会議所重要業務の継続を図るため、以下の事項を定める。

- ①商工会議所として優先する業務の特定
- ②初動対応時に必要な避難訓練の定期開催や職員の安否確認方法
- ③災害時における災害対策本部の設置
- ④飯能市や埼玉県商工会議所連合会と連携した連絡体制
- ⑤事務所と職員の住所との距離を把握し、公共交通機関を利用しないで商工会議所に参集できる職員名簿の作成（必要な職員数、参集可能な職員数）
- ⑥新型コロナウイルス感染症の集団感染防止のための出勤や出張に関することや、ソーシャルディスタンスの確保やテレワークの実施など

3) 関係団体等との連携

- ①損害保険会社等との連携により、事業継続力強化計画の策定やBCPに関するセミナー等を開催するとともに、ビジネス総合保険等の損害保険の加入促進を図る。
- ②小規模事業者に対する周知や事業継続力強化計画等の策定については、金融機関や各支援機関と連携する。

4) フォローアップ

- ①小規模事業者のBCPの取組状況確認を随時行う。
- ②事業継続力強化計画の実行や公的支援制度の円滑な活用に向けた専門家派遣による継続的な支援を実施する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ①自然災害（地震・台風等）が発生したと仮定し、飯能市との連絡ルートの確認等を行う。
- ②避難訓練、職員の安否確認、小規模事業者の被害状況の把握などの訓練を行う。

< 2. 発災後の対策 >

自然災害等による発災時には、人命救助及び被災者の災害救助を第一として、そのうえで以下の手順で管内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。冠水・浸水、地震などの自然災害発生時は、職員自身の目視で命の危険を感じる状況の場合は、出勤をせず職員自身がまず安全確保をし、警報解除後や安全確保ができる状況が確認できてから出勤する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ①自然災害の発災後6時間以内に職員の安否確認を行う（SNS等を利用した安否確認や業務従事可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）を飯能市と飯能商工会議所で共有）。
- ②新型コロナウイルス等感染症の国内感染者発生後には、職員の体調管理を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等を徹底して行う。
- ③感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、飯能市における感染症対策本部設置に基づき、当所による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

(自然災害)

- ①当所と飯能市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策を決める。
- ②職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ③飯能市は、家屋被害や道路状況等大まかな被害状況を、当所は、管内小規模事業者の大まかな被害状況を5日以内に情報共有する。

(例：被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	・管内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・管内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており確認ができない。
被害がある	・管内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・管内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害がない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

本計画により、当所と飯能市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～2週間以内	1日に2回共有する
2週間～1か月以内	1日に1回共有する
1か月～2か月	2日に1回共有する
2か月以降	1週間に1回共有する

(感染症)

- ①飯能市が策定した業務継続計画（新型インフルエンザ等対策編）を参考に、必要な情報の把握と発信を行う。
- ②新型コロナウイルス感染症の発生・拡大時には、職場にウイルスを持ち込ませない行動を優先する。
- ③交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。
- ④新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、マスクの着用やアルコール消毒等の徹底、職員と来客者間の飛沫防止パネルの設置等、執務環境の整備を行う。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ①自然災害発生時または新型コロナウイルス等感染症拡大時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ②二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ③当所と飯能市は、被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ④当所と飯能市が共有した情報を、埼玉県が指定する方法にて埼玉県に報告する。

< 4. 応急対策時の管内小規模事業者に対する支援 >

- ①相談窓口の開設方法について、飯能市と相談する（当所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ②安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ③管内小規模事業者の被害状況の詳細を確認する。
- ④応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村の施策）について、管内小規模事業者等へ周知する。
- ⑤感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 管内小規模事業者に対する復興支援 >

- ①埼玉県の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災した小規模事業者等に対し、当所は個別支援を行う。
- ②被害規模が大きく、当所及び飯能市の職員だけでは対応が困難な場合、埼玉県商工会議所連合会を通じ、埼玉県や他地域の商工会議所・商工会等の応援派遣等を相談する。
- ③当所会報や飯能市広報、ホームページにて公的支援制度に関する情報等を発信する。

※その他、上記内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県へ報告する。

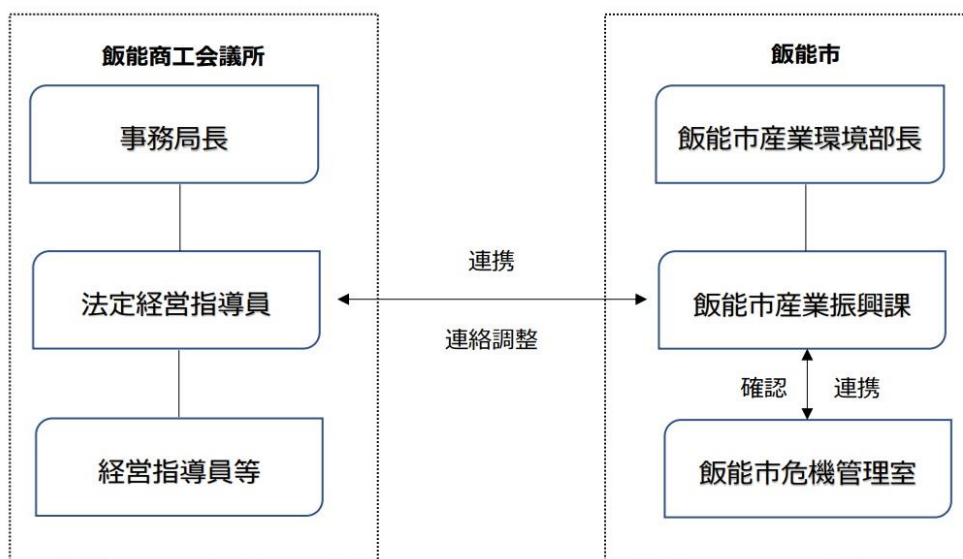
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和4年3月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員（上記、法定経営指導員）の氏名、連絡先
高山 草太（連絡先は後述（3）①参照）

②当該経営指導員（上記、法定経営指導員）による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）
※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の計画や実行
- ・本計画に基づく進捗状況の確認、計画の見直し等のフォローアップ（1年に1回程度）

(3) 商工会議所、関係市町村連絡先

- ①飯能商工会議所
〒357-0032 埼玉県飯能市本町 1-7
TEL：042-974-3111 FAX：042-972-7871
E-mail：info@hanno-cci.or.jp
- ②飯能市 産業環境部 産業振興課
〒357-8501 埼玉県飯能市双柳 1-1
TEL：042-986-5083 FAX:042-974-6737
E-mail：sangyo@city.hanno.lg.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	500	500	500	500	500
1. チラシ等作成費	100	100	100	100	100
2. セミナー等開催費	100	100	100	100	100
3. 専門家派遣費	200	200	200	200	200
4. 諸会議開催費	30	30	30	30	30
5. その他	70	70	70	70	70

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費・事業収入等による自主財源、飯能市補助金、埼玉県補助金等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
連携して事業を実施する者はありません	
連携して実施する事業の内容	
① ② ③ ・ ・ ・	
連携して事業を実施する者の役割	
① ② ③ ・ ・ ・	
連携体制図等	
① ② ③	